

2017年2月24日

「柔軟性のある権利制限規定」の導入に向けて
—新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関する
ワーキングチーム報告書をふまえて—

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会の下に設置された新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム（以下、WT）は、2017年2月13日に「新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定の在り方等に関する報告書」（以下、WT報告書と呼ぶ）を取りまとめ、公表した。

*（追記）2月24日の法制・基本問題小委員会においても、「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会中間まとめ」としてWT報告書の内容が承認された。

我々は、〔1〕少なくとも、WT報告書で優先的な検討課題として設定された6つの利用類型については、WT報告書を踏まえて、柔軟な規定として条文化がされるべきである、とともに他方で〔2〕WT報告書においては十分な検討がされていない課題がなお存在し、今後も柔軟性のある権利制限規定の拡充に向け、権利制限の一般規定の導入や著作権侵害に係る刑事罰規定の見直しも含めた議論を継続すべきであると考え、本声明を公表するものである。

〔1〕 WT報告書を踏まえた柔軟な権利制限規定の整備に向けて

WTの検討では、平成27年7月に実施された「著作物等の利用円滑化のためのニーズ募集」に基づき寄せられたニーズを整理し、6つの利用類型（「所在検索サービス」「情報分析サービス」「システムのバックエンドにおける複製」「翻訳サービス」「リバース・エンジニアリング」「その他CPSサービス」）を優先的な検討課題として選定している（WT報告書9頁）。

またWT報告書は、権利制限規定に関する制度設計のあり方について柔軟性と明確性のバランスという観点から検討し、適用対象となる行為類型を権利者に及び得る不利益の度合い等に応じて3つの層（第1層・第2層・第3層）に類型化し、優先的な検討課題とされた6つのニーズについて類型毎に適切な柔軟性を備えた規定の整備を行うべきものとしている（WT報告書26頁以下）。

今後、WT報告書の検討内容を踏まえて、著作権法改正に向けた検討が進められることが期待される。

ここで懸念されるのが、WT報告書の内容を法文化する作業において、WT報告書の内

容に反して過度に明確性が重視され、限定的な適用対象、厳格な要件となることである。実際に平成 24 年の著作権法改正の際には、文化審議会著作権分科会報告書（平成 23 年 1 月）の内容（権利制限の一般規定の対象とすべきとされた A、B、C の 3 つの類型）に比べて、著作権法 30 条の 2、30 条の 3 等の最終的な条文が極めて限定的なものとなっており、今回も同様の問題が生じることが懸念される。

しかし、権利制限規定を整備するにあたり明確性を過度に重視すると、条文の類推適用等に依存せざるを得ない状況を生じかえって不明確な状況を生じさせるおそれがある。

また立法時点での技術や具体的な特定の利用形態に拘泥して立法事実の有無を判断し、また当該利用形態に対応する限りの限定的な条文を定めることは、技術やビジネスを巡る環境の変化に十分な対応をしきれない点で問題がある。特に発展が極めて早く、将来いかなるビジネスが発生するか判らないというというデジタル技術の特性を勘案すると、限定的な条文はすぐに時代に適合しないものとなる虞がある。

特に今回 WT 報告書で挙げられているニーズについては、現在その立法の必要性が十分に示されているものであるとともに、技術・社会環境の変化に柔軟に対応可能な制限規定の整備が求められているものである。これらの利用類型について、速やかに適切な柔軟性を備えた立法を行わなければ、今後の著作物の流通・利用やビジネスの発展を阻害する結果を生じるものともなろう。

以上のことから我々は、少なくとも WT 報告書で優先的な検討課題とされた利用類型については、WT 報告書の検討を踏まえて、適切な柔軟性を備えた権利制限規定として条文化されるべきと考えるものである。

〔2〕 なお検討すべき課題と今後の議論の必要性について

しかしながら我々は、以下の点で、柔軟性のある権利制限規定の整備に関して、WT においては十分に検討されていない課題があると考ええる。

まず、WT の検討ではニーズ募集により収集したニーズを出発点とした議論が行われているが、現時点でニーズとして認識がされていないものにも対応する必要があるか否かという点については、十分な議論が尽くされているとは言いがたい。

また WT 報告書では、権利制限規定の規定形式につき罪刑法定主義及び刑事罰の明確性原則の観点からの検討が行われている（WT 報告書 24 頁）。しかし、新たな権利制限規定の導入に関してのみ刑事罰規定としての性格を問題とするのではなく、むしろ、現行著作権法 119 条が著作権侵害行為一般に刑事罰を定めていることについて明確性及び処罰範囲の

適正さの検討が行われるべきである。そうでないと民事的には必要な規定であっても、刑事法の論理から、必要な規定を設けることが難しくなるからである。

さらにWT報告書においては表現の自由の観点への言及が見られない。またパロディ・二次創作による利用についても優先的な検討課題に続いて順次検討すべきものとして挙げるのみで（WT報告書 47 頁）、今回の検討の対象とはされていない。著作物の本来の利用を伴うが表現の自由の観点からなお当該利用が許容されるべき行為類型は、WT報告書の類型化では〔第3層〕に属することとなり、表現の自由という「社会的利益の性質」やその調整における「立法府と司法府の役割分担」に鑑みて適切な制限規定のあり方の検討が進められるべきである（WT報告書 37 頁参照）とともに、（立法府による個別の対応が不十分な状況下で）司法府が表現の自由等との調整についてより積極的な役割を果たすことが可能な法的枠組みのあり方についてもさらに検討すべきである。特にこの問題は憲法が有する基本的価値に関わる論点であり、早急な検討が必要とされると考える。

以上の例のように、今回のWTの提言は早急に立法化されるべきであるが、なお検討すべき課題があり、今後も柔軟性のある権利制限規定の整備に向け、権利制限の一般規定の導入や著作権侵害に係る刑事罰規定の見直しも含めた議論を継続すべきである。

(賛同者・50音順)

安藤和宏 (東洋大学法学部准教授)
伊藤一頼 (北海道大学大学院公共政策学連携研究部准教授)
井上由里子 (一橋大学国際企業戦略研究科教授)
愛知靖之 (京都大学大学院法学研究科教授)
大瀬戸豪志 (前甲南大学法科大学院教授・弁護士)
大野幸夫 (明治大学法学部教授)
金子敏哉 (明治大学法学部准教授)
城所岩生 (国際大学客員教授・米国弁護士)
熊谷健一 (明治大学法科大学院教授)
佐々木秀智 (明治大学法学部教授)
潮海久雄 (筑波大学ビジネス科学研究科教授)
高倉成男 (明治大学法科大学院教授)
辰巳直彦 (関西大学法学部教授)
田中辰雄 (慶應義塾大学経済学部准教授)
田村善之 (北海道大学法学研究科教授)
張睿暎 (獨協大学法学部准教授)
中山一郎 (國學院大学教授)
中山信弘 (東京大学名誉教授・元明治大学特任教授)
夏井高人 (明治大学法学部教授)
平嶋竜太 (筑波大学ビジネス科学研究科教授)
山神清和 (首都大学東京法学系教授)
山根崇邦 (同志社大学法学部准教授)
宮脇正晴 (立命館大学法学部教授)